

2021年3月9日

会 員 各 位

日本公認会計士協会

会長 手塚 正彦

継続的専門研修の適切な受講について（要請）

2020年9月7日付けプレスリリース「会員監査法人における継続的専門研修の不適切な受講について」において公表した継続的専門研修（CPE）における不適切な受講（eラーニング研修の二重受講）について、当協会は、同会員監査法人に対する調査を実施し、その結果に基づいて、同会員監査法人に在籍する会員が不適切な受講によって取得したCPE単位を取り消し、CPE制度における必要な措置を実施しました。そして、今般、会員及び同会員監査法人に対する懲戒処分を決定し公表しました。

また、当協会は、当協会及び他の法人のeラーニングシステムにおいて同様の不適切な受講がないかどうかについても調査を実施してきましたが、その過程において、二重受講とは別の方法による不適切な受講（eラーニング研修の早送り受講）が行われていたことが判明しました。当協会は、この早送り受講についても、CPE単位の取消し及びCPE制度における措置を順次行っており、今後、懲戒処分の要否についても検討し厳正に対処いたします。

CPE制度は、公認会計士個人の資質の維持・向上を促すのみならず、公認会計士が職業的専門家としての資質を有していることを担保することによって、公認会計士という資格に対する社会からの信頼を維持するための極めて重要な制度です。そのため、法的に公益に資する使命を負う公認会計士には、社会からの要請に基づいて、CPEの受講が法令によって義務付けられています。すなわち、CPEを適切に受講することは、会員に課された義務を誠実に果たすという職業倫理の根幹をなすものであり、これをおろそかにすることは、公認会計士という資格に対する社会からの信頼を揺るがしかねません。会員各位には、CPEの意義を改めて心に刻み、真摯に取り組むことを強く要請します。

当協会は、有識者を講師とするCPEの意義に関する研修の実施、CPEの受講状況のモニタリングの強化などの具体的な施策を講じて再発防止に努めるとともに、より実効性あるCPE制度の在り方についても今後検討を進めてまいります。

以 上